

会 議 録

会議の名称	第6回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	<p>子ども家庭部</p> <p>子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援課長 富田 絵実</p> <p>子育て支援係長 古賀 誠</p> <p>子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子</p> <p>児童青少年課長 鈴木 剛、児童青少年係長 前田 裕女</p> <p>学校教育部 指導室長 加藤 治紀</p>
開催日時	令和3年7月27日(火) 午後3時から午後4時50分まで
開催場所	Web開催
出席者	<p>部会長 水津 由紀</p> <p>委員 小川 順弘、長岡 好、古源 美紀、鈴木 隆行</p> <p>コンサルタント 桑原 大実</p> <p>アドバイザー 喜多 明人、半田 勝久</p>
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	6人
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) パブコメ検討結果について</p> <p>(2) 部会報告書について</p> <p>3 その他</p>
会議結果	別紙のとおり
発言内容 発言者名 (主な発言) (要旨等)	別紙のとおり
提出資料	<p>次第</p> <p>資料16 子どもの権利部会報告書(案)</p> <p>資料16別添1 基本的な考え方(案)及び用語解説</p> <p>資料16別添2 パブコメ意見及び検討結果(案)</p> <p>資料16別添3 子どもの意見聴取報告書</p> <p>参考 パブコメ意見(意見者ごと)</p> <p>参考 名称検討用パターンイメージ</p>
その他	

○水津部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回子どもの権利部会を開催いたします。

本日は、皆さん出席ということでよろしいでしょうか。

○児童青少年係長 石川委員がまだお見えになっていないようですが、ちょっと連絡はいただいておりますので。

○水津部会長 分かりました。もし、後ほど御参加かもしれないということですね。

あと、本日も、半田先生、喜多先生にも御参加いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議論に移っていきたいと思いますが、まず、前回会議の振り返りと資料説明を事務局のほうからお願いいたします。

○児童青少年係長 まずは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の次第と、資料16として報告書(案)一式ですね。報告書本文と、添付1として(仮称)子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)及び用語解説、別添2で、パブコメに対する意見及び検討結果について(案)、それと別添3として桑原さんから提出いただきました子どもの意見聴取報告書が1セットとなっております。

私ちょっと本文のほうで記載ミスがありまして、別添1を、今御案内している資料としては基本的な考え方(案)及び用語解説が別添1、パブコメ案が別添2となっているんですが、本文のほうではそれが反対になっておりますので、本日の会議は別添2とさせていただきますが、正式な報告書ではこれ逆にさせていただきます。すいませんでした。

それと、委員の皆様には参考として、パブコメの御意見のほうについて今まで項目ごとに並べ替えたものしかお見せしておりませんでしたので、意見者ごとの意見一覧、それと、先ほど午前中にお送りしたのようになりますが、名称を検討するためのパターンイメージをお配りしております。ちょっとデータでの送付となっておりますが、確認できないデータ等々ございますでしょうか。大丈夫ですか。——はい、ありがとうございます。

続いて、前回からの振り返りをしつつ、資料の説明をさせていただきます。

まず、本日は前回の続きから御審議いただきたいので、資料1 6別添2のパブコメ検討結果（案）を先に御説明させていただきます。御覧ください。

前回の第5回でお示しさせていただいた回答案が、委員さんのほうでは真ん中に記載があって、そのときいただいた御意見と、その後事務局のほうにいただいた御意見を踏まえた修正案が本日左側に記載してあります。修正箇所については下線で表示しています。新旧対照表のようにお使いいただければと思います。

一度7月14日に皆様にこの形に修正したものを御確認いただき、その後修正を行った部分については文字が灰色に網かけになっているところで表現しておりますので、確認いただければと思います。

一度お目通しいただいていると思いますので、表の見方だけ、1ページ目の基本方針の部分だけ説明をさせていただきますと、旧部分、真ん中の部分は最初の4行を今回では削除をして、「設置を考えており」という部分も削除してあります。で、右側に記載の「市としましては、実効性のある権限を持たせるため、市長の附属機関とし、（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）に基づく本機関の設置条例を今年度制定する予定です。本原案の基本方針について、「市長の附属機関として」を追加し、「（仮称）子どもオンブズパーソンを市長の附属機関として設置します。」に修正します。」というような表記の仕方になっております。

この回答を受けた考え方の修正については別添1に反映してある状態という形になります。

また、3ページ目からの職務・責務の部分におけるオンブズの監視・検証機関についての回答部分は、ちょっと分かりづらいという御意見をいただきまして、全面的に今回修正を加えております。こちらについては、もう一度、後で御意見をいただければなと思っております。

パブコメの結果についての審議としては、あとは参考に意見者ごとの意見もお配りしておりますので、そちらも参考いただければと思います。

報告書本文等についての説明は、後ほどまた、させていただきますので、まずはこのパブコメ結果について御審議いただきたいなと思います。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。

事務局からは、本日は、パブコメ意見に対する検討結果の修正についてと、部会としての報告書全体についてということでしたので、初めに資料16の別添2、というのは今日別添2って書いてあるやつでいいんだよね、のところからお願いいたします。

先ほど出たところで行きますと、資料別添2の2、3ページのところですかね、職務・責務のオンブズ自身の評価、監視についてなどの整理と線の引いてあるところなどをお読みになって御意見をいただければと思います。お願いいたします。

○児童青少年係長 14日に御意見をいただいた後、この部会を開催するに当たって、半田先生、喜多先生、部会長、あと桑原さんにも入っていただいて打合せをさせていただき、半田先生のほうからちょっと分かりづらいというお話を伺っていたので、できれば半田先生に御意見いただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○水津部会長 では、先生、お願いします。

○半田先生 ありがとうございます。7月6日時点の回答案から今回かなり分かりやすくしていただいたのかなと思っております。今読ませていただいたところを、どこでも大丈夫ですか。全てのところ、今、分けてやっていきますか。

○水津部会長 一応、2、3ページの職務・責務のところを先にとっているんですけども。

○半田先生 なるほど。今のところ意見はございません。

○水津部会長 そしたら次、7ページの広報・啓発・学習のところですか。

○児童青少年係長 はい。前回回答案をつくった段階で何か御意見いただけるかなと思っていたんですが、お時間がなく御意見がいただけなかった部分として、今回のページだと7ページの広報・啓発・学習の部分と10ページの相談からの流れで、それぞれ7ページの広報・啓発だと市とオンブズの権利の啓発の整理について、10ページのほうだと期限の明示の辺りについて、もし御意見があったらなどは思っておりますが、私のほうとしてはこれ全体的に御意見いただけるとありがたいとは思っておりますので、どちらでも構いません。

以上です。

○水津部会長 分かりました。では、全体的に、その今言われた部分を中心に、そのほかでも御意見があればということなので、お願いします。

○半田先生 じゃ、一点よろしいでしょうか。

○水津部会長 お願いします。

○半田先生 7ページのところの、民間福祉施設等は市の関係機関ではないがというところですが、

その検討結果新のところで、「市の関係機関以外の規定には、国立や私立の学校等も含まれており、全ての施設に法律の根拠のない条例で義務を課すことは」という、この「法律の根拠のない」というところを入れるとちょっと誤解を生じてしまうのではないかなと思っており、ここの部分は削除してもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。「法律の根拠のない」というところを削除はいかがでしょうか。

○水津部会長　　なくてもいいなら削除でいいかと思えますけれども。

○児童青少年係長　一応こちらで記載した意図としては、例えば、何ですかね、税金を納めるための市民税法だったりとか、そういったものに基づいて市民全体に義務を課すとか、そういったことについてはそれぞれ条例でも義務を課することができるかなと思うんですが、今回の（仮称）子どもオンブズパーソン条例というのが、そこまで強制的な根拠というのが、今、国レベルでは特にないという部分で記載をさせていただいたんですが、なくても構わないということであれば、取るで構わないかと思えます。

○半田先生　　「法律の根拠のない」というのはどこに係るんですが、「条例」に係る言葉ですか。

○児童青少年係長　そうですね。

○半田先生　　なるほど。そうすると、この条例というものの意味がちょっと弱まってしまう。ここの部分は特に必要のない表現かなと思えます。

○児童青少年係長　分かりました。そしたら逆に、「法律の根拠のない条例で」までを取り、「全ての施設に義務を課すことは」だけを残すのはいかがでしょうか。

○水津部会長　　いいんじゃないですか。半田先生、よろしいですか。

○半田先生　　はい。

○水津部会長　　では、その方法でお願いいたします。

○喜多先生　　「非常に」というのが、何か大げさな感じだね。「慎重に」で。

○半田先生　　そうですね、はい。

○喜多先生　　「非常に」も取っていいんじゃないですか。

○児童青少年係長　　じゃ、「非常に」も取ります。

○水津部会長　　じゃ、「非常に」も取っていただいて。

○児童青少年係長　　はい。

○水津部会長　　全ての施設に義務を課すことは慎重に判断すべきものと考えますということですね。——分かりました。では、ほかのところでは何かございますか。

特になければ、パブコメに関してはここで一旦終了させていただいて、次のところに

移ってもよろしいでしょうか。もし何かほかにあればまた後ほど戻っていただいても構いませんので、よろしく願いいたします。

それでは、報告書全体についての審議に移っていきたく思いますけれども、報告書の資料の説明のほうを事務局からお願いいたします。

○児童青少年係長 資料16、本文のほうですね、御覧ください。こちらは、8月6日に子ども・子育て会議に報告する報告書案となっております。

基本的には去年度末に中間報告を行ったときと同じ形式にのっとして作成をしていますが、報告書には先ほどの別添とした別添1から3を、あと中間報告も一応載せといたほうがいかなと思ひ、別添4を追加しようかと、後で相談しようかとは思っておりますが、そういった形で全体をまとめたものが報告書として出ていく形を想定しております。

まずは報告書本文についてですね、御意見を伺いたいメインの部分としては、3審議内容・結果の(1) 条例制定にあたってというところと(2)の今後の設置・運用に向けてという部分です。これらは、第1回から今回まで話し合ってきて、今日の内容も踏まえて修正をしなければいけない部分かなとは思っておりますが、例えば中間報告のときに継続課題として「コロナ禍で聞けなかったが市民や子どもの意見を反映することが望ましい」というような整理が課題として上がっていましたが、そちらについては終了したので削除し、第5回で新たに出てきた今後の留意点を追加して市への要望として記載していくようなものをイメージしております。

一応、今まで出てきた内容は反映させていただいたつもりなんですけれども、足りない部分があればお願いしたいと思います。

あと、もう一度皆さんの御意見をお伺いしたいところとしましては、3の(1)のエですね、括弧書きになっております。すみません、名称の部分です。

こちら第5回の会議の最後のほうで石川委員からも御指摘をいただきまして、一応想定としては子どもの意見を聞いて、子どもの気に入ったというか、一番人気のあったものをこの名称に使っていこうという想定で動いてはきていたんですが、石川委員のほうから、子どもの意見聴取の結果は愛称とかとして使って、「子どもオンブズパーソン」という名称は残したほうがいいのではないかという御意見がありました。

これを受けて、どういった形なら整理できるかなというところで、今日追加で資料、データでしか送っていないんですが、パターン、条例化の参考でお送りしました。ちょ

っと待ってくださいね。条例案パターン用というものを作成しましたので、そちらをちょっと御覧いただければと思います。2ページ目の下の表のほうが分かりやすいかと思しますので、そちらを御覧ください。

まず、条例のつくりとして、総務課にも確認したところなんですけれども、附属機関の条例としてはイメージ1に書いてある組織の中に委員がいますよというのが一般的な形になります。

合議体としての組織としてはA、例えばこの子ども・子育て会議のような皆さん委員がB、で、子ども・子育て会議という名前がAというようなことをイメージしていく、規定していく方法ですね。

イメージ2については、委員自体を規定していく方法。例えば、民生委員法とか、合議体ではなくて、その人が単独でなすべきことがある場合に規定する方法で、小金井市では福祉オンブズだけがこの形を唯一取っているという形になっています。

イメージ3は上部の表、何ですかね、パターン1、2、3、4、5という表の中のパターン4を考えてつくったものですが、基本的にはイメージ1の派生と考えていただければと思っています。

他市のオンブズでは、どっちが多いのかなというのを調べてみたところ3分の1がイメージ1の組織名がA、委員がBという形。で、3分の2が委員名として設置しているイメージ2の規定をしているようでした。

子どもオンブズパーソンという名前を残す方法としては、上部の表にパターン1から5とちょっと挙げてみましたが、もしかしたら図より条文になっているほうが分かりやすい方もいるかなと思い、1ページ目のほうではABCを空白にして、条例になったときこういうふうに書きますよというようなイメージも掲載をさせていただいています。

部会としては、最終的にはこの報告書をもらって引き継いだ市がどうするか決定していくというところではあるんですけども、この考え方をつくっていただいている部会の皆様はどういう考え方なのかというのは、市のほうにいただけると助かるかなと思ひ、その部分は皆さんの御意見を今日いただきたいなと思います。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。お分かりでしょうか。要するに組織名と委員名を別にするか、一緒にするか、その中でも4番に関してはイメージ3になるのかなというところな

んですね。で、どれが、まあ、ここの書き方、報告書の書き方だと望ましいと私たちとしてはそう考えたということを経験書として上げるということになるので、それをどのようにするかということになると思うんですけども。石川委員、この間おっしゃっていたのは恐らくそのオンブズということで話し合ってきたし、そういうものがあるとするならば、それ残しておいたほうがいいんじゃないかというような、で、その子どもの選んだ子どもの、何だっけ、権利サポートっていうんだっけ、に関しては委員の名前か愛称として使ったらというようなことでお話があったと思うんですけども、愛称はさ、もう少し愛称がいいかなと思うので、それはまたちょっと、何ていうかな、逆に言うと、せたホッとのような愛称を考える必要があるというような提言になるのかなと思って、ここで愛称を詰めるということはちょっと難しいかなと思うんですけども、組織の名称としてね、オンブズパーソンなり、子どもの権利救済機関なりがあって、その委員の名称がサポート、子どもの権利サポート委員だとかっていうふうになるというほうが妥当かなとかは思ったりするんですけども、半田先生とかは御意見いかがですか。

○児童青少年係長 あとそのオンブズパーソンという固有名詞が私のイメージの中だと人名というか役名みたいなイメージがあるんですけども、これは組織名として使えるのかどうか、ちょっと私の中にはないので、半田先生、喜多先生にお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○半田先生 今、お二人から発言があったように、基本的にはこの子どもオンブズパーソンというものは委員名を、個人のその役職名を指す言葉ではありますが、個人の役職名イコール機関というようにとらえて、この子どもオンブズパーソンというものがその役職を担う人たちの合議体の組織のことも示していると認識されている部分も多いのかなと。この辺り、そうですね、使われ方としては、委員名が組織名、イコールとして使われているところが多いのではないかなと思っています。

世田谷区の場合には、子どもの人権擁護委員というのが委員名で、組織全体のことは子どもの人権擁護機関というふうに、条例には子どもの人権擁護機関という名称はないんですけども、名刺であったり、また年次報告書では組織体としては子どもの人権擁護機関、で、そこの中の委員を子どもの人権擁護委員、そして、愛称としては、機関の愛称をこれは縫合して「せたホッと」、そして委員の愛称みたいなものを子どもサポート委員というようにしています。

これはどういうものが正しいのかというようなことは特には決まっていないので、条

例の中で規定するというでいいのではないかなと思っています。それで前回小川委員が言われた子どもオンブズパーソンという名称についても残すのがいいのではないかなというようなことに関しては、僕も賛同しています。

○水津部会長 固まったかな。

○水津部会長 そしたら、喜多先生、何か御意見ありますか。

○喜多先生 じゃ、その間にちょっとね、伺っておきたいのは、最初に議論していた検討結果、意見の検討結果のところ、このオンブズパーソンに関する条例は、改めてパブコメをかけないで、ある種設置条例的な扱いで市のほうで対応するというふうなことを言ってらっしゃいましたよね、前田さん、これ、設置条例の意味合いというのがすごく広いですよ、もし条例をつくるとしたら。さっきは、もうサンプルはできていましたよね。小金井市子どもオンブズパーソン条例っていうの、これは、まだこれ議論していないですよ。

○児童青少年係長 はい。ちょっと会議録に載せるかあれですけども、こちらの検討結果、あと、子どもの権利部会から、子ども・子育て会議から市に考え方こういうふうにかえますので、そのように参考にしてつくってくださいというようなのが出てきてから条例案というのは市のほうの責任でつくっていくという形になるので、今のここでは話の途上には上がっていないんですけども、おっしゃるとおり、この考え方、基本的な考え方を基に附属機関として最低限必要な調査権であったりとか、何人オンブズを設置するよとか、そういうものを規定する条例を想定しています。

○喜多先生 つまりね、条例の中にはかなり総合条例で小金井市もつくった条例があるわけですが、今回のような、要するに特別な組織体とか、あるいは、一番分かりやすいのは施設ですかね、市の施設を設置する設置条例っていうのが必ず市ではつくっていますよね。その市の設置条例と非常に近い形で何か1つの制度とか組織を、組織体をつくる時の設置条例的な意味合いで今回の条例案は考えていらっしゃると。

○児童青少年係長 はい、そのとおりです。

○喜多先生 で、その設置条例だったら、特にパブコメにかけなくても通常これまでのやり方としては、市の条例、市が独自に定めていくというやり方を取ってきたと。で、パブコメかけないことの理由づけとしてそういうふうなことをおっしゃってきたということですよ。

で、何を言いたいかというと、かなり今度の条例化というのは、組織体としての設置

条例的なものを想定しているとしたら、やっぱり組織体としての名称というのは、通常
の略称とか愛称とは区別して定めたほうがいいんじゃないかと。ですから、結論から言
えば、僕も子どもオンブズパーソンという設置条例でいいと思うんですね。そういう組
織体として子どもオンブズパーソン制度というのを設置するということと、あと、愛称
として子どもの権利サポーターとかね、それは日常的に条例を活用していくときの名称
と区別して定めるということでもいいのかなと。あくまでも組織体としてのオンブズパー
ソンと。それから活用するときの子ども権利サポーターみたいなのがいい、子ども権利
サポート委員か、こういうふうな使い分けはあっていいんじゃないかなというのはちょ
っと。条例にするときにはどうしてもやはり組織体とか制度として設置するというところ
の名称というのは、必ずしも現場の活動の名称とは一致させなくてもいいんじゃない
かと思いますね。僕の考えはそうですけども、半田さんはまだ戻ってきていない？

○水津部会長 大丈夫ですよ。お戻りになったので、すみません、途中からお願いします。

○喜多先生 戻ってきた？

○半田先生 途切れてしまったみたいです。

○喜多先生 つないでいました。

○水津部会長 じゃ、半田先生、お願いします。

○半田先生 はい、ありがとうございます。どこまで話が伝わっていたかあれですが、喜多先生のお話を聞いていて、とても、何だ、同意しました。

このやはり今子どもオンブズパーソンという名前を使うかどうかというのは、いろいろ
な自治体が条例を設置するときに非常に慎重に議論をしていたりもしますが、国連子
どもの権利委員会でもこういった名称というものは使われているし、小金井市でずっと
仮称小金井市子どもオンブズパーソンというような名称を使って議論してきたと。その
中で子どもオンブズパーソンの意味、役職ということも理解が深まってきたのかなとい
うことを思っておりまして、こういうような名称を条例の中で残すということはとても
意味があることなのではないかなと思っております。

それで、子どもオンブズパーソンというのが機関でありかつ委員であるというような
使われ方をしている自治体が多いという話はしましたが、機関として子どもオンブズパ
ーソンを置く、そして委員の名称も子どもオンブズパーソン。ただ、子どもオンブズパ
ーソンというものになじみがなかったり、親しみやすいようにしていくためには、子ど
もの権利サポート委員という名称がいいと子どもたちも言ってくれているということか

らすると、子どもオンブズパーソンを正式名称としながら子どもの権利サポート委員と
いうことを、何だろう、広く使っていく中で、両論併記じゃないですけれども、どちら
の名称も残しながら活動していくというのが、国際的にもまた国内のインパクト、ま、
インパクトがあるかないかというのはあんまり関係ないのかもしれませんが、国内の中
でこのようなものを小金井市が国際的な意味も含めてつくっていくというような強い意
思表示にもなりますし、いいのではないかなと思いました。

○水津部会長 ありがとうございます。お話からすると、どれにしても大丈夫というようなことだど
思うので、その中でここ今出ている機関名と委員名の並びのところがあるんですけど
も、見ていただいて、皆さんの御意見をここは伺いたいかなと思いますので、私の見え
ているところから、すいません、古源さんからお願いしていいですか。

○古源委員 この表を見せていただいて、一番分かりやすいのはパターン1なのかなと思っていま
す。というのはやはりオンブズパーソンという用語自体にどうもなじみがないぞとい
うのが子どもたちの意見からも上がっているように、思い浮かぶワードではないんですよ
ね、オンブズに対して。こういうことだよという内容がちょっと伝わってこないの
で、この権利救済機関というようなこういう内容なんだよというのが併記されているとい
いかなと思いました。

それで1つお伺いしたかったのは、救済という言葉とあと擁護という言葉が使われて
いるんですけども、この使い分けというか選ぶ基準みたいのがあるのかどうか教えて
いただきたいなというのを思いました。

なので、機関名としてオンブズパーソンを使うということと、そして、それがどうい
うものであるかというような権利救済であるとか権利擁護であるというようなことを併
記していただけたら一番分かりやすいのかなと思っております。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございました。擁護と救済の用語のところって半田先生、何かございま
す？

○半田先生 明確に違いを意識しながら使っているところっていうものはないのではないかなと思
っています。

○水津部会長 ということは好みということですか？

○児童青少年係長 喜多先生、何かありますか。

○喜多先生 あれだけ子どもの権利擁護機関とか権利擁護というのはかなり福祉では定着してい

る、ちょっとかなり狭い領域を含めて、従来から使われてきた用語は権利擁護ですよ、半田さん、どうですか。

○半田先生 はい。

○喜多先生 権利救済っていう言葉はもっと新しい、最近の使い方かなと思っているんですけども。

○半田先生 そうだと思います。もともと権利擁護というような言葉が一般的に使われてきましたが、その中で、より子どもの権利を守るだけではなく、侵害されたものを救済していくというような意味も込めて相談及び救済という、相談・救済という言葉が非常に多く使われるようになってきて、喜多先生とか僕も書いている本の中では子どもの相談救済ということを中心にようになってきてはいます。その中で子どもの権利救済機関という名前を使っているところと子どもの権利擁護機関というところの名称を使っている自治体というものはどちらもあろうかなと思いますが、救済と聞くと宗教的な救済とかいろいろな意味を幅広く彷彿される人もいるのかなというようには思いますが、近年国内の中では相談救済という言葉がなじみある言葉として定着してきたのかなというようにも思っています。

○水津部会長 ありがとうございます。じゃ、またちょっと皆さんの、あ、前田さん、何かある？

○児童青少年係長 はい。一応小金井市のほうでは救済のほうを推してしまして、なぜかという、子どもの権利に関する条例のほうの今回のこのオンブズ設置のもととなる、根拠となるところでは、子どもの権利侵害に関する相談と救済という言葉を使ってきております。なので、急に擁護が出てくるのもちょっとなところで、こちらから提案するものは基本的には救済機関としてお示しを今までもしていたかなと思います。

○喜多先生 少しね、歴史的なプロセスで言うと、要するに権利擁護っていう言葉はかなり古くからずっと使われてきた言葉で、僕らから言うとね、子どもの権利に対してかなりまだ抵抗感がある時代、社会全体が権利。で、子どもの権利を救済することが子どもの権利を守ろうと言い方をするとやや語弊が出ているような時代があって、ただ不思議なことにそれをね、子どもの権利擁護っていうとね、納得してくれるんです。そういうこだわりが、つまり要するにこういう仕組みをつくる時の一番周りがこれだったらまあいいかなと言える用語として権利擁護というものを使うと、実質的には権利救済の仕組みなんだけれども、権利擁護っていう言い方を使うことであまり議会でも問題にしないで通してくれたの。まあ、重宝な言葉なんです。

だけれどもね、半田さんが言うように、意味合いは非常に、もうちょっと保護型であまりいい言葉ではないので、もう権利に対する反発とかこだわりがなくなってまさに子どもの権利文化が定着していく中で、擁護という言葉ではなくて、救済とか権利の相談救済という形で、もう今はそういう時代になっているんじゃないか。だから権利擁護という言葉はもうあえて使う時代じゃないなというのは僕の実感ですね。

○水津部会長 ありがとうございます。では、ちょっとまた御意見を、長岡さん、いかがでしょうか。

○長岡委員 参考、条例案パターン用の1ページ目の第3条というところを見ると、AにBを置くというような書き方があったときに、先ほどのお話で子どもオンブズパーソンは機関でもあり委員でもありというときには、ここは子どもオンブズパーソンに子どもオンブズパーソンを置くという形になるのでしょうか、ごめんなさい、こんな基本的な質問で。それだとちょっとおかしく、ほかの話で子どもオンブズパーソンが機関でもあり委員でもあるということを使われているところが多いということだと、やはり名称的には変えたほうがいいのかということと。

あと本当に個人的な意見で申し訳ないんですが、やっぱり救済という言葉に非常に抵抗感があって、ただもうずっとその言葉が使われてきているということであればもちろんそれでいいんですけども、やはり子どもの権利を救済するというのがどうしても、すいません、個人的には引っかけます。

以上です。

○喜多先生 どういう意味で抵抗感があるのかももう少しちょっとお聞きしたいんですけども。

○長岡委員 すいません、あの救済という言葉に貧困であったりとか、何ていうんですかね、やっぱり貧困を救済するとか、ちょっとそういうことじゃなくて、オンブズパーソンというのは子どもの、主たる子どもたちの意見を聞いてあげることによって解決策というよう、何ていえばいいんですかね、ちょっともっと子どもたちの主体とするところと考えると、やっぱり救ってあげるっていうことではない気が、救ってあげるというか、ごめんなさい、ボキャブラリーが少なくして申し訳ないんですが、子どもたちが主体となって私たちに相談をしてくれるって第一義的なところをすごく大事に考えて、その後どういうふうに救っていくのか、もちろん解決をしていくことが最終的なことだとは私も思っているんですが、解決というよりはその子たちがほっとしたり、すんと落ちたり、そこが一番大切なところなので、何ていうんですかね、すいません、言葉がないんですが、ただ大丈夫です、個人の意見としてそういうふうイメージがあるということだけです。

すいません。

○水津部会長　ありがとうございます。おっしゃることは分からなくもない気もしますが。じゃ、鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員　いろいろありますが、僕、多分、長岡さんと同じ意見で、救済ってちょっと変だなとずっと思っていて、多分前の会議でも言ったと思うんですけども、救済という言葉はその前にネガティブな言葉が来ると思うんですよね。何か悪いものから救済するんだと思うんです。さっき市としては救済をして言っていましたけれども、そのときでもちゃんと侵害された権利を救済するわけです。権利を救済するわけじゃなくて、権利が侵害されているから救済するんですよね。だから権利の救済って言われたら小金井市ではもともと権利って言われたらもうネガティブなものでほとんどの人が侵害されているというような立場だったら救済だと思うんです。難民救済とかってというのはじっくりくるんですけども、それは難民というのはネガティブワードだからですね。難民は救わなきゃいけないものなので。ところが権利って、もうそれは、ちゃんとあればそれはいいものなので、その状態から救済って言われるとやっぱり違和感があるかなと。だからそういう意味では、素人意見としては擁護のほうがかなりじっくりくる、守りましょうという意味合いのほうが正しいように聞こえます。

それから、今、今日メールで送ってもらった条例案パターン用のファイルなんですけれども、これでイメージが書いてあって、イメージ1、イメージ2、イメージ3って書いてあって、話としてはイメージ1を中心に進めているっていう理解でいいんでしょうか。全体の3分の2はイメージ2で設置されているという話で、僕の何となくのイメージはイメージ2だったんですね。個人をオンブズパーソンとして任命して活躍してもらおうというイメージからするとイメージ2みたいなそういう感じだったんですが、で、今1ページ目に書いてある条例案はイメージ1を前提に書かれているものですかね。イメージ2の場合には全然書き方変わると思ってよいでしょうか。その辺がちょっと分からなくて、この条例案でいったらもうイメージ1でいくしかないと思うんですけども、それによってちょっと考え方が変わるかなと思います。

それから、オンブズパーソンという言葉を使うかという話ですけども、これさっきの救済という話とちょっと似ているところがあるんですけども、一素人意見としては、オンブズパーソンという言葉はなじみがないんです。で、僕はもうこの会議体に長く関わっているので勉強させてもらいましたけれども、僕の周りの人は誰一人としてオンブ

ズパーソンと言われて、ああ、あれですねっていう人いないんです。だからこの単語を残したからといって、ああ、小金井市はオンブズパーソンがあってすごいねって思うのは専門家の方々だけだと思うんです。で、そのために、何だろうな、直感的なイメージで仕事内容を伝えるというその役割を放棄してしまうデメリットが、そういう意味ではあるので、大したデメリットじゃないかもしれないし、専門家向きにでもオンブズとしてこれから市民権を得ていくのかもしれないですけども、現状としては、何かオンブズという言葉にこだわらなくてもいいというか、こだわらないでより内容が分かるようなものを正式名称として使ってしまったほうがいいのかと思います。で、その際に、これがオンブズの話であるっていうことが伝わらないということが多分最大の問題かなと思うんですけども、この条例案の中にオンブズパーソンとしてサポート委員を設置するとかそういうふうな書き方っていうのはできないんでしょうかね。オンブズパーソンが行政的に認められていることだったら、それを一言入れてイコールで小金井市ではこういうサポート委員を設置するみたいな言い方をすればいいのかなと思いましたが、どうでしょうか。

意見としては以上です。

○水津部会長　ありがとうございます。権利に救済つけるから、相談救済だったんだよね、書いてあるところは。それでちょっとその例だけ見ると、そういうこともあるのかなと思いますけれども、ちょっと小川先生にまた御意見をいただいてから最終的にまとめたいと思いますけれども。

○児童青少年係長　先に小川先生？

○水津部会長　小川先生。

○児童青少年係長　お願いします。

○小川委員　聞いているといろいろ意見が出てくるなと思いました。私も人権に関しては擁護のほうがすっと落ちるんですね、古いかもしれないんですけども。ただ、今までの当局の文書との整合性からいうと救済なのかなっていう気は、それはしました。ただ、今までも人権救済委員会とかっていうようなことはあまり聞いたこともなかったので、やっぱり擁護なのかなと。もともとあるものを守っていくっていう意識がありました。

で、こういうような委員会とか、いろいろ考え方、例えば特別支援教育なんかでも、最近、合理的配慮ってよく言うんですけども、私は非常に適切でないなというか、今まであった言葉をなぜ使わないんだろうと思ったりするんですけども、言い出した人

がある種の考えを持って進めたのかもしれないんですけども、それと同じように救済という言葉も、何か前あった用語でぴんっていうのではないかなと思っています。

それから、子どもたちがよく分からないっていうことで愛称とか別名をつけるってするのであれば、私は括弧付けで子どもオンブズパーソンという言葉はつけておいたほうが良いかなと思っています。そうすると文書の中で、条例の中で第3条などはちょっとおかしくなるので、そこはまた書き直さなければいけないのかなと思ったりしていました。いろいろな考え方があるなと勉強になりました。

以上です。

○水津部会長　ありがとうございます。ここまでのところで前田さん、どうですか。

○児童青少年係長　御意見ありがとうございます。まずは、鈴木委員の質問に答えたいと思います。今までのイメージとしてはイメージ1の組織名の中に委員がいるのか、この設置するのは委員として設置しようと思っているのかという部分です。悩ましいところではあるんですが、基本的には、子ども・子育て会議みたいに合議で決定していくものがある場合には組織としての意思表示になるので、意見表明とかそういった部分では合議が必要だろうなと思っています。ただ、調査とか相談受けたときに実際に動くのに毎回毎回オンブズオンブズが話し合ってやるというよりは単独で動けるように、民生委員のように、1対1で動けるような人であるべきでもあろうな、独任制を持つべきだろうなというようなイメージももちろんあります。

なので、私の中でもここは悩ましく、今お示ししているものはイメージとしてはBとかイメージ2の形で最初づくり始めていました。名古屋市がイメージ2、委員を設置しますよという条例になっていて、宝塚市がイメージ1の委員会を設置しますよっていう条例のづくり込みになっているので、どちらにしてもオンブズの実際の活動については、例えば合議制がメインであっても一部独任制であるというのをどこか文言を追加すればできるし、独任、独任、独任だけれども何とかをするときには合議でやるよって規定づければそれは問題ないだろうなということで、私にも迷いが、迷いがというかどちらとも決められてはいないですけども、皆さんにというか、子どもに聞く段階ではイメージは2でした。委員として委員の名前を募集して、それを条例の名前とかにあったら、みんな自分たちが決めたんだ、じゃ、それって何だろう、ちょっと相談してみようっていう気になるかなというところで、委員の設置条例としてを想像はしていましたが、この前の石川委員のお話を聞いて、機関としての正式名称かと思い、そうすると

何だろうなと思って。ま、行政としては漢字大好きなんですよ。漢字が大好きなので子どもオンブズパーソンとかの片仮名よりは救済、ここが擁護になろうが何とか機関というほうが納得というかすっきりはするんですけども、それはただの行政の勝手な、何ですかね、あれなので、皆さんがどう思っているのかなっていうのはお伺いしたいなと思っておりました。

それと、子どもオンブズパーソンという言葉が、なじみがないという御意見、私もこの業務に携わるまでほとんど聞いたことのない言葉だったので、聞いたことあるとしたら、何ですかね、市民オンブズというか、そういった形の言葉でしか聞いたことがなかったんで、今も個人的には違和感を持っています。あと、国とかのほうでは、子どもアドボケイトとか別の名前を、それは代弁者というか、そちらの色合いが強いイメージになっていくのかなとは思うんですけども、ちょっとこの和製英語というか単語の持つイメージが今、日本国内で統一されているかっていうとまだちょっとそうでもないのかなというところで、本当に悩ましく、どうかnao思っているところです。

私からは以上ですが、部長、何かありますか。

○子ども家庭部長 取りあえず議論してくださいという形です。

○児童青少年係長 じゃ、先にどうぞ、お返しします。

○半田先生 では、僕のほうからよろしいでしょうか。確かに皆さんの言われる意見を伺うたびに、たしかにそうだなと思って伺っておりました。この子どもオンブズパーソンという仕組みや制度自身がこれまでに日本とかにはなかった仕組みなんだということをまずここで確認を取っておきたいと思います。よって、子どもの権利救済という言葉にも、子どもの権利擁護という言葉にも、ただの相談救済という言葉にも合わない。要するにオンブズマンとかオンブズパーソンというものを日本語で訳すことっていうものが非常に難しい仕組みなんだということがまず1つ確認しておきたいことです。

それで、ここずっと皆さんと共有してきたことは、まず、このオンブズパーソンができることの設置目的に子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるんだ、そして、子どもの最善の利益というものを確保していくというその方法論というものを住民の皆様たちと一緒に共有していきたいということと、子どもの権利が侵害されたときにその権利侵害からの救済ということをしていくための機関、すなわち目的というものが相談を受けて権利侵害があったことから救済するというだけではなく、子どもの権利っていうものを広報、啓発していくとか、子どもの最善の利益というものを確保、実現し

ていくということであったり、そういった様々なことを通じながら子どもの権利を実現する文化や社会をつくっていく、それに貢献していくのがこの子どもオンブズパーソンなんだということを考えると、やはり総合的な意味としては子どもオンブズパーソンということを残しておきたいと。

じゃ、子どもオンブズパーソンというのは子どもの権利救済機関なのかというと、子どもオンブズパーソンの大きな役割の中に権利救済機関としての権利救済という意味があるわけであって、それはあくまでも幾つかの職務の中の重要な職務であると。やはりこういうようなことを全体的にやっていく新たな仕組み、新たな、何だろう、役職をつくるということを考えると皆さんのそれぞれの違和感というものが、何で自分がこういうところに違和感を持つのかということとつながりながら子どもオンブズパーソンというその役職の意味であったりが落ちてくるのかなと。

そういうことを考えると、本来的には、この委員の名前、組織の名前、どちらも子どもオンブズパーソンというふうにしていくのが本当はすっきりするんじゃないかなと僕個人としては思っております。ただ、やはり皆さんが感じている違和感であったり、なじみであったり、子どもたちが思っている分かりやすさということを考えると子どもの権利サポートという言葉はどこかに使うことが重要なんじゃないかなと。この権利サポートという、じゃ、サポートとか支援、これまた喜多先生がこれまで子ども支援学という言葉で日本の学問領域の中に位置づけてこられたわけですが、子ども支援というところも、支援やサポートというのも、何だろう、ちょっと狭いと言え狭い。あくまでも子どもというものを権利の主体として考えていくというよりは、子どもを支援の対象としてとらえてしまわないかというような危惧ももしかするとある言葉なのかもしれないということを考えると、今回はずっとずっと議論してきたこういう子どもオンブズパーソンというものを残すということがすごく意味あることなんじゃないかなと僕個人としては考えています。

○水津部会長　ありがとうございます。私も個人的には半田先生と同じ考えです。というのは、長いこと子ども・子育て会議に在るということもあって、子どもオンブズパーソン制度というものがずっとプランの中に入っているが全くなかなか進捗しなくて、ずっと評価が一番悪い評価のままずっときている、それを形にしてきたということがあって、やっぱそこは名前を残したいなという個人的な思いと、あと単なる相談救済機関を新たに作るというよりは、半田先生がおっしゃるように、小金井市全体として子どもの権利だと

か、子どもが子どもらしく生きられるようなものを文化としてつくっていくんだという気概を持った制度としてとらえると、組織は子どもオンブズパーソンでいいんじゃないかなと私も正直思っているんです。

ただ、それであまりにも分かりにくければサブタイトルつけるのもありなのかなとかも思ったり。あと、相談員、実際に子どもたちに会う人たちのところでは子どもオンブズパーソンの子どものサポート権利委員だとか、サポート委員だとか何かそういうような分かりやすい単語のほうがいいかなというのは思うので、勝手なことを言わせていただくと私のイメージとしてはそういうことなんです。

で、多分ここで皆さん一人ずつ発言していただいたんだけど、さらにばらばらなんですよね、イメージというか。なので、それをさあ一体どうしましょうという話なんですけれども、どうしましょう。

○児童青少年係長　じゃ、ちょっと部長の意見も聞いてみます。

○子ども家庭部長　今回提案するのは行政という形になると思っています。それで今日いろいろ意見が出たというところが、まずまとめのところに入れていただくという形が一番よろしいのかなと思っています。で、今、調べている限りでも、イメージの1の場合もありますし、イメージの2というところもあるかなと思っています。それと、もともと使っている救済という言葉と擁護という言葉が2点ほどちょっと出てきて、さらに、いわゆる愛称っていうんでしょうか、子どもの意見というところも非常に我々としても考えなければいけないというところがあります。いわゆる条例にしていくと第一の設置であったり目的であったりとその記載の仕方というところにも関わってくるところがありますので、最後の最後まで非常に悩みたいなと思っておりますので、すいません、お預かりをしたいなというところが最後の結論です。

○水津部会長　じゃ、お預けするというので。皆さん、取りあえず今回御意見は伺ったので、それぞれをおっしゃることはすごくそれぞれごもつともだと思いますので、その部分をもう一度検討していただいて、市のほうとしてどうするかということを考えていただければと思います。で、愛称をね、っていうのは必ず必要だと思うので、そこは今後やっぱり検討して実施していただければなと、子どもたちが分かりやすいようなものっていうのはまた別途その機関名とか別に必要なのかなというのは前から言っていたことなので、そこはどこかに記載していただけたらと思います。

あとほかに報告書のところで御意見ございますか。

○児童青少年係長 今（１）の条例制定に当たってのところに調査相談員を入れてあるんですけども、これは（２）の設置・運用に向けてのほうに持っていこうかなとちょっと思っています。ほか皆様からいただいた御意見、載ってないよ、ここどうしたっけっていうのがあったら教えてください。

○水津部会長 どうですか、特にないですかね。今すぐないですかね。そうしたらですね、もう一回そこは書き直すの？

○児童青少年係長 そうですね。いただいたさっきのエの括弧だったところ、名称をどうする、どういうふうに書くっていうのは必ず直さなければいけない部分だなと思ってまして。あとは中間報告書を添付するのを忘れてしまったので、それも必ずつけないかなと思ってます。

一応私のほうからは、あとは順番入れ替えたりとかっていう部分だけで、付け足そうとは思っていないんですけども、付け足したほうがいいところ、ここ抜けているんじゃないがあれば、修正をしたいんですけども。子ども・子育て会議の事前送付が明日までにちょっと用意して、あさって送付みたいなイメージなので、もし何か意見があるんだったら後日より今がいいんですけども。

○水津部会長 今、大丈夫ですか。

○児童青少年係長 先ほどのパブコメのやつも大丈夫ですか、戻らなくて。

○水津部会長 結構話したからね。

○児童青少年係長 そうですね、第5回すごくいっぱい意見いただいたので本当に助かりました。一応パブリックコメントの結果については、子ども・子育て会議にこれ報告上げて、それを市にもらって、その後、市の中でも検討結果これでいいかを確認を取ってから8月下旬に公表という形になるので、多少ちょっとニュアンスが変わったりとかそういうことは今後あるかもしれません。

○半田先生 もう一回いいですか、先ほどのオンブズパーソンの話にもう一回最後にちょっと付け加えさせていただきたいんですけども。一番最初僕がこの会議に関わらせていただくきっかけとなった子どもオンブズパーソンとは何かというお話をさせていただいたわけですが、そのときに子どもオンブズパーソンというのは4つの役割があると。1つは子どもからも実際に相談を受けて権利侵害があった場合に救済していくという個別救済とか、相談救済の役割、そして、子どもの権利がちゃんと守られているのかどうかということモニタリングしていく役割、そして、その子どもの権利に関わる仕組み上いろいろ

ろな問題があった場合にはその制度を改善したりしていくという制度改善の役割、そして、子どもの権利というものを幅広く住民の方たちに知っていただく子どもの権利の学習とか広報とか啓発とか教育という役割を担っているんだと。ただ、この委員会の中でその中のどれをメインに置いていくのかということ議論したときに、やはりいじめとかいろいろな権利侵害の問題があったときに気楽に相談できて、それを個別救済につなげていくという役割がメインだよなということが確認されたのかなというようにも思います。

しかしながら、これができることによって子どもの権利というものが小金井市の中で根づいていくような文化とか社会をつくっていくということを基本方針の最初のところに入れ込んでいこうというような話にもなってきたと思います。それとともに、じゃ、これができたら市の役割とオンブズの役割というものを明確にしてくださいというようなパブコメがいろいろあったように、もちろん市にも子どもの権利条例とか子どもの権利を広報、啓発していく役割があると。そして、このオンブズも子どもの権利擁護とか、こういうことの仕組みというものがあるよということを幅広く伝えていくだけではなく、広く子どもの権利の啓発学習活動を行うんだということをここで位置づけしたわけです。

それで、子どもの権利のモニタリングに関してっていうものの役割は、どこが、じゃ、担っていくのかということをお皆さんと検討してきたわけですが、それに関して言うならば、やはりこのオンブズパーソンが役割を担うというよりは子ども・子育て会議の中でいろいろなものを検証していくとかということに、が役割をメインに追っていくのではないかなというようなことになり、結果として、子どもの権利を守る文化社会づくり、そして、子どもの権利相談救済、そして、制度改善、そして、広報啓発学習機能というものを残したということがこの基本方針だったのかなというようにも思っています。

その中で、権利救済だけのところにメインを置くのかとか、子どもの権利擁護のところにメインを置くのかとか、いろいろメインをどこに置くかということの視点の中で、今日皆さんからの発言があったのかなと。また、擁護の部分と救済という部分の言葉のなじみの部分と違和感の部分の話があったのかなとも思っています。そういうことを考えると、やはり新たな仕組みとしてこの子どもオンブズパーソンをつくり、子どもオンブズパーソンをつくる中で行政ともうまく連携をしながら子どもの権利を守る文化をつくっていくとともに、しんどい状況にある子どもの権利侵害からの状況を救済していくというような意味も含めた新たな機関をつくる、その名称をどうすればいいのかという

視点からどこに、最終的な名称をどこにするのかということを行行政に託したということなのかなと僕の中では理解をしました。

○水津部会長 大分大きくなりましたので、部長、よろしくお願ひいたします。

○子ども家庭部長 2年近く勉強させていただいて、この間もちよっとお話をさせていただいたんですけれども、半田先生の下で学生というふうな感覚で学ばせていただいたというふうな形でお話をさせていただいたところでございます。まだスタートをする手前というところなんです。これに限らず様々な意見っていうのはまだいただいており、まだやっつけていかなければいけないと思っておりますので、取りあえず繰り返しになりますけれども、取りあえず、名称のところにつきましては大いに悩みたいということでありまして、いずれにしてもしかるべき時期が来たらお知らせをしていかなければいけないですし、また御相談に乗っていただきたいという形で、お話をさせていただきたいと思ひます。

○水津部会長 ありがとうございます。取りあえず、そこで今回はここまでと思ひますが、今後について前田さんから何かございますか。

○児童青少年係長 まず今日の会議の要約としては、いただいた御意見を反映させていくんですけれども、追加意見がなさそうであれば子ども・子育て会議の事前送付にももちろん間に合わせようかなと思ひます。ただ、今日閉じてから明日中ぐらひまでで追加で御意見があるようであればちよっとそれをもみ込んで最終的に決定はしていきたいと思ひます。その場合ちよっと皆さんに確認をいただく時間がありませんので、皆さんには子子会議の本体で御意見をいただき、修正案についてはちよっと鈴木さんたちだけ確認だけしてもらってこんなの出ますよみたいなものでいければかなと思ひます。

それで、一応予定していた報告書を8月6日、来週出せるという形になりましたので、皆さんにちよっと引き続き、本当は令和2年度末でこの子どもの権利部会終了というところを引き延ばしさせていただいて本当に感謝でいっぱいなんですけど、今日で一応最後という形になりますので、皆様方から、ああ、肩の荷が下りたとか、いろいろな御意見いただければかなと思ひます。一言ずつコメントいただきたいと思ひます。

○水津部会長 では、コメント、先ほどと逆に行きましょう、小川先生、お願ひします。

○小川委員 これで最後なんだなと思っております。この委員会、分科会もそうですし、子ども子育ての本体のほうも8月で終わるということで、大きなまとまりができてよかったなと思っております。また、いろいろな皆様の考え、御意見、聞かせていただいて本当に勉強になったなと感じております。どうもありがとうございました。

○水津部会長 ありがとうございます。では、鈴木さん、お願いします。

○鈴木委員 先ほども言いましたけれども、言葉を知らないところから参加させていただいて、一番最下層の素人意見を恥ずかしげもなくいつも言ってしまうって申し訳なかったなと思うんですけど、ようやく形になったのが見えると、何かちょっとやったなという思いがあるのでよかったなと思います。皆さん、いろいろありがとうございました。

○水津部会長 ありがとうございます。長岡さん、お願いします。

○長岡委員 本当にありがとうございました。本当に学びの時をいただいたということでいっぱいです。ありがとうございます。

すいません、こんなときに一点だけちょっと教えていただきたい、今日質問しようと思っていたこと忘れていて、ごめんなさい。この前のお話のときに、独立性を持たせてその後のチェック機関としてこれを読ませていただいたときに子ども・子育て会議において検証するっていうふうに、事案があったときの解決の方法で合っていますか。子ども・子育て会議で検証していくということで合っていましたでしょうか。そこだけすいません。で、本当にありがとうございました。

○水津部会長 何を検証するということですか。

○長岡委員 この前のどこかの県、市の……。

○水津部会長 川西市ね。

○長岡委員 あ、はい、すいません。そのことについて先生方からも御意見をお聞きして、独立性を持たせるというところで、それは確保しつつも検証するところが子ども・子育て会議においてということを読んでいたんですが、それで合っていたか質問しようと思っていたんですけど忘れていてすみません、ごめんなさい。

○水津部会長 えっとどうしよう。事務局で大丈夫？

○児童青少年係長 添付の2を御覧ください。添付の2の3ページですね。長岡委員からの御質問が、子どもの権利、子どもオンブズ自体が何か重大な過失、子どもを傷つけるような行為をした場合、オンブズの評価とか監視とかそういったことはする機関を設置したほうがいいんじゃないかというパブコメの意見をいただいて、それに対する回答についてだったと思います。

3ページの下段、米印の順番入れ替えのため一部対比になっていませんの枠が一応回答にはなっているんですけども。まず、そもそもこのオンブズというのが、そもそも設置しようとしているのが、行政とか、どこからも縛られずに子どもの権利を守る部

隊、どこの権限からもそういうことをされない立場が必要だろうということで第三者的な独立した機関をとということで設置を考えているところです。

で、その考えに基づくと、設置をする条例の中で監視機関を設置するっていうのは独立した第三者機関とはもはや言えなくなってしまうので、行政も含めてどこからも監視だったり横やりが入れられないよというような立場で設置したいという思いを掲載しています。

先ほどの、市、例えば川西市みたいにオンブズが子どもを傷つけてしまった場合、本来であれば傷つけないように年次報告会とかそういったものを含めて市民と近い立場で対話をしながら、自治体のオンブズと触れ合いながら、ああ、こういう立場でやらなきゃいけないなという気持ちを常に新たにしながら救済活動、オンブズ活動を行っていくべきだと思っておりますし、そういう機関にしていきたいと思っています。そういった市民に信頼されるオンブズであり続けるための方策というのを運用の中で常に意識して模索していくことを信念の一つに置いていきたいと思っています。

ただ、事業として、子どもの権利委員会が、川崎市とかですかね、子どもオンブズパーソンのほかに子どもの権利を監視する機関という子どもの権利をモニタリングする機関というものを設置している市はたしかにございます。そこは何をしているかという、市の広報啓発にも——市の責任で行う子どもの権利の普及啓発についても監視をするし、その一端、1つの事業としてのオンブズも事業として評価するというような形で、メインには子どもからアンケートを取って実際どうなのっていうようなアンケート結果とかを検証したりというところが多いのかなと思いますけれども、たしかにそういった機関を持っている市はございます。

で、小金井市としては、そもそもは子どもオンブズパーソン、この設置する機関が市内の子どもたちの権利状況どうなっているのってモニタリング機能も持っているために自己発意による調査権とかそういったものも取り付けていますので、市内の子どもの権利状況についてのモニタリングは子どもオンブズがするよう。で、子どもの権利、子どもオンブズパーソンという事業としては、それが1年どうだったのかっていう事業評価については、ほかの例えば虐待防止だったりとか、ほかにもものびゆくに載っている事業の一つとしては子ども・子育て会議でももちろん追っていくことはできるんだろうなと思います。ほかの事業にも質問があった場合には事務局のほうに問い合わせさせていただいていると思いますが、子どもオンブズの活動報告、活動の結果が載ったときに、それに

対して何か御意見があれば確認することもできますし、質疑もできるだろうというような意味合いにはなりますが、えーと、そうですね、そういう意図です。

以上です。

○水津部会長　だから、いわゆるオンブズ、子どもオンブズ制度というものが、のびゆく子どもプランの中にあるので、その検証は、検証というか質問とかそういうことは子ども・子育て会議でいつも皆さんがやられている中で、この事業についてどうですかとか、関係者の意見をということがあればそれはそこから拾って関係者に来てもらったり、資料を出してもらったりして、そこで議論をしていると思うんですが、そういう内容の議論はもちろんそこでできますが、いちいち一つ一つの検証とか、ことを子ども・子育て会議で全部やるということではないというふうに理解していただければと思います。よろしいでしょうか。——はい、ありがとうございました。

では、古源さん、いかがですか。

○古源委員　私も本当にオンブズパーソンという言葉、そしてその役割が自分自身で理解できたことが本当にありがたかったと思います。この皆さんで話し合っていく中で、何ていうか、見える化っていうか、この役割について設置する目的について、それから条例化について整理していく、可視化していく作業、骨組みがどんどん明確になっていくというところが本当に分かりやすく本当に成果が感じられるような時間だったと思っております。

私たちにしてみたら、これを見れば分かるという形で基本的な考え方をつくっていったと思うんですけども、それをパブコメにかけると、違うやっぱり観点が出てくるんだなということも本当に勉強になりましたし、それに対してどういう検証をして、どういってお返事をしていくかということも、やっぱり、何ていうのかな、そごを埋めていくような作業だったのかなと思って感謝をしております。

そして作業を進めるうちに、この制度を考えたときに、子どもの姿が思い浮かぶんですね。子どもがこれを見たらどう感じるんだろうとか、どんなふうに受け止めるんだろうとか、活用されるような本当に役に立つものになっていったらいいなという思いがどんどん強くなってきました。

長い間ありがとうございました。お世話になりました。

○水津部会長　ありがとうございました。じゃあ、アドバイザーの方からも御意見いただければと思います。喜多先生からお願いいたします。

○喜多先生　半田さんも私も非常に小金井市で進めているオンブズの検討をサポートするという形

でここまでやらせていただいてきて、恐らくまだこれから条例化し、立ち上げていくときに、いろいろな形で私たちもお手伝いをさせていただくことになるかと思います。

それで一つだけちょっと今日の名称の問題に絡んで、半田さんが4つの機能ということで、個別救済とモニタリングと制度改善の提言、そして、学習普及啓発という4つの観点を出していただいて、それで、そこから何かオンブズの名称の問題につなげるようなお話があったんですが、ちょっと僕はこの間、例えば国も子どもの権利擁護機関をつくるべきだと。こども庁と子ども基本法とそれから子どもの権利擁護機関という三位一体改革とあって、これを100以上の団体が共同声明出しているんですね。あとはよく参考になっている名古屋市とか政令指定都市あるいは都道府県でも子どもの権利擁護、東京都はまだ子どもの権利擁護機関という形はなかなか条例化されていないんですが、いわゆる県レベルでの子どもの権利擁護っていうのは、国レベル、都道府県レベル、政令指定都市もそうですけれども、そして市町村レベルと、それぞれに子どもの権利擁護機関が構想されていたときに、どういう違いがあるのかというときに、僕らよく言うのは、さっきの半田さんの言っていた4つの機能でいうと、例えば個別救済っていうのは、これはやはり市町村、非常に子どもたちにとって身近な、活用できるような仕組みの中で機能していくんだと思うんですね。だから逆に言うと、都道府県とか国レベルだと個別救済っていうのは非常にやりにくいわけです。逆に言うと、政策提言、制度改善とか政策提言に子どもの声を反映するという、これはアドボカシーとかですね、コミッショナー制度とかいろいろな言い方になっていくのは、制度改善、そっちに力を入れていく子どもの権利擁護機関もあるわけですね。ですから、レベルによってオンブズの機能っていうのはかなり子どもたちの活用、子どもたちに関わり方が変わってくると。

何を言いたいかという、やっぱり名称問題というのは、小金井で一番大事にしたい個別救済のところをきちっと押さえた、そして子どもたちが活用できるような、そういうところにウエートを置いた名称が大事なんだろうなということを改めて感じました。何かそういう小金井市で小金井らしいオンブズとか救済制度にしていくためと、それと名称の問題というのはとても大事なテーマなんだなということを実感しています。

私たちはまだいろいろこれからも協力させていただきたいと思っていますし、何よりもとにかく部会で打ち上げをやる日を楽しみにしております。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございました。半田先生、お願いいたします。

○半田先生 本当ありがとうございます。1回目に子どもオンブズパーソンとは何かという話の講師として関わらせていただくということで1回ぼっきりということイメージしていたんですが、結局そこからお声かけいただきました。

皆さんの子どもの権利に関する市民感覚というのが本当に鋭さもあり、優しさもあり、熱意もあり、それを、会合を重ねるたびに皆さんの意見から感じる事ができて、本当にすばらしい方たちと一緒にこういう仕組みの設計に関わらせていただくことができたのは僕にとっても本当にありがたいことだし、自分の宝にもなったなというふうに本当に感謝しております。これがいい形としてでき、そして制度が本当皆さんの思いを受けて機能していく、そしてこれが小金井市に住んでいる子どもたちだけではなく小金井市の未来につながる仕組みになれば僕としてもとても嬉しく思っております。

本当に貴重な機会をいただき、心より感謝申し上げます。本当ありがとうございました。また、事務局の皆さん、桑原さんに関しては本当に大変だったかと思いますが、皆さんの意見を受け、それを形につくってくださった職員の皆様、また、桑原さんには本当にリスペクトをしつつ感謝申し上げます。

○水津部会長 ありがとうございます。じゃ、最後でいいかな。

○児童青少年係長 はい。

○水津部会長 本当に最初始めたときには、これどうしようと思った部分もたくさんあったんですけども、本当に半田先生、喜多先生に助けていただいて、何とかここまで来ました。このオンブズ制度についてはすごくやっぱりある種注目を浴びていることを私は生活をしながらひしひしと感じているところがあって、どこかで刺されるんじゃないかとか、いつも気にはしていましたけれども、本当にそういう方たちともこれからこれを運用するに当たって一緒にやっていくことがすごく必要だと思っています。

実際に子どもの権利条例だとか子どもの権利に関する条例とかオンブズ制度みたいなものって、文化振興計画とかも条例とかもそうなんだけれども、意外にほかの周りの自治体持っていないところのほうが多いんですね。その中でなぜか小金井市がここまで積極的にやっていただけることにまず驚きと感謝があることと、あとは、本当に今回一緒に事務局の方とやらせていただいて、すごく真摯に皆さんの意見を取り入れて、半田先生、喜多先生の下で学習されて、他市のほかの状況を調べて、本当に丁寧に作業をしていただけたなということを感じます。

誰に聞かれても絶対ちゃんをつくったからって言えるようにしたいと思いますので、

本当に皆様に御協力いただきましてここまで来られました。ありがとうございました。

それでは、本日はここまでとさせていただきますと思います。あとは子ども・子育て会議のほうで本体会議のほうに報告ということになります。本当にありがとうございました。

○半田先生　　すみません、一点だけ、もっと前から言っておけばよかったんですけども。前田さんの発言の中に川西市の話が出てきて、子どもを傷つけたというようなちょっとニュアンスの言葉があったかもしれませんが、それはちょっとそういう意図ではないのかなと思うので、もし議事録に起こす場合にはその部分は修正したものを出したほうがいいのかと思いましたので、余分な話ですが、はい。

○水津部会長　　ありがとうございます。

○児童青少年係長　　ありがとうございます。

○水津部会長　　では、本日はお忙しいところ皆様ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —